

## 人生の最終段階における医療ケアの決定プロセスに関するガイドラインと、認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインを比較する

研究分担者 稲葉 一人 中京大学法務研究科 名誉研究員  
いなば法律事務所 代表弁護士

**研究要旨** 法的・倫理的観点から人生の最終段階における医療ケアの決定プロセスに関するガイドラインと、認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインを比較し、その関連を調べた。それを表としてまとめた。

### A. 研究目的

意思決定支援は、現在臨床倫理的観点から重要な意味づけを与えられている。その際、人生の最終段階における医療ケアの決定プロセスに関するガイドライン（EOLのガイドライン）と、認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン（認知症のガイドライン）を比較することが適切である。

### B. 研究方法

筆者自身、現在は、多くの意思決定支援等の指導や、臨床における倫理問題の解決（外部倫理コンサルタント）を多数行っており、それらで、自らがこの2つのガイドラインを使った際の問題意識や、その際に医療者から出た意見等を踏まえて、本検討に至ったものである。

（倫理面への配慮）

個人情報扱うものではなく、公にされているガイドラインや、公刊物を中心とした研究である。

### C. 研究結果

別紙にその比較を示した。

### D. 考察

EOLのガイドラインは、終末期（EOL）における医療ケアの決定のガイドラインで、その中心は、医療行為の開始・不開始、医療

内容の変更、医療行為の中止等の判断を、法的に指摘を受けないようにすることを背景とした、主として医療者のためのガイドラインで、患者本人の意思決定のプロセスが中心とされているものではない。他方、認知症のガイドラインは、認知症の人の意思をできるだけ尊重するための、関係者がどのように意思決定支援するかを記載したものである。このことからすれば、現在課題となっているACPの作成においても、認知症のガイドラインをまず用い、できる限り、患者の意思を支援するプロセスを先行させ、その後、EOLのガイドラインを用いるという、関係するガイドラインの役割分担が示すことができた。

### E. 結論

人生の最終段階における医療ケアの決定プロセスに関するガイドライン（EOLのガイドライン）と、認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン（認知症のガイドライン）を比較することで、これらのガイドラインの射程や特色が見え、両方のガイドラインの関係性を理解した上で、よりよき意思決定支援を行うことができる。

### F. 健康危険情報

特記することはない。

### G. 研究発表

論文発表

なし

学会発表

1. 稲葉一人、日本臨床倫理学会10周年記念シンポ 臨床倫理はこの10年どう変わり、今後10年どこに行くか、日本臨床倫理学会シンポジウム1（2023年3月18日）

H. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む。）

1. 特許取得  
なし
2. 実用新案登録  
なし
3. その他  
特記すべきことはない